

民生福祉常任委員会記録
(所管事務調査分)

平成27年12月4日

【開催日】 平成27年12月4日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後4時54分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本良治
国保年金課長	亀田政徳	国保年金課主幹	安重賢治
国保年金課国保係長	大濱史久	国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵
国保年金課特定健診係長	岡崎さゆり	高齢福祉課長	吉岡忠司
高齢福祉課主幹	塚本晃子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎	高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治
高齢障害課介護保険係主任	松本啓嗣	地域包括支援センター主任	荒川智美
市民生活部長	小野信	市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦
市民課長	山根和美	市民課課長補佐	野上尊代
市民課主査兼住民係長	光井誠司	環境課課長補佐	木村清次郎
環境課生活衛生係長	岩壁裕樹	障害福祉課長	兼本裕子
障害福祉課主査兼障害支援係長	岡村敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪政通
こども福祉課長	川崎浩美	こども福祉課主幹	河口修司
		企画課行革推進係	宮本涉

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第92号 平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予

算（第1回）について（国保）

- 2 議案第94号 平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 3 議案第106号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 4 議案第93号 平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
- 5 議案第105号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 6 議案第104号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 7 議案第109号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について（障害）
- 8 議案第110号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について（こども）
- 9 所管事務調査 介護の総合事業について（高齢）

午前10時 開会

- 1 議案第92号平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について（議案分に記載）
- 2 議案第94号平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について（議案分に記載）
- 3 議案第106号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（議案分に記載）

午前 11 時 4 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

- 4 議案第 93 号平成 27 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について（議案分に記載）
- 5 議案第 105 号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（議案分に記載）

午後 0 時 20 分 休憩

午後 1 時 20 分 再開

- 6 議案第 104 号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（議案分に記載）

午後 2 時 7 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

- 7 議案第 109 号山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について（議案分に記載）
- 8 議案第 110 号山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について（議案分に記載）

午後 3 時 55 分 休憩

9 所管事務調査 介護の総合事業について

【議事の概要】

介護予防・日常生活支援総合事業への移行及び事業について

- ・本市の現在の移行状況は準備段階で平成 29 年 4 月の移行、開始予定
 - ・平成 27 年度から移行、開始している県内市町は 0 か所
 - ・平成 28 年度から移行、開始予定としている県内市町は 6 か所
 - ・新制度に移行しても要介護 1～5 に認定された者のサービスの利用については変化なし
 - ・要支援 1、2 に認定された者の利用する訪問介護、通所介護について地域支援事業の中で行う等の変化がある
 - ・地域支援事業の中で現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスに加え基準を緩和したサービス、住民主体によるサービス、専門家による短期集中型のサービスなど多様なサービスを市町村ごとに地域の実情に応じて準備し、提供することになる
 - ・要支援 1、2 の状態の方で訪問介護、通所介護のみの利用希望者または非該当の状態だと思われる方は窓口でサービス利用の聞き取りを行い、チェックリストにより総合事業の対象となればサービスの必要性に応じて、その場で総合事業の調整をすることが可能になる場合もある。介護保険の審査を 1 か月近く待つ必要がない
 - ・サービス調整は対象者の話を聞き地域包括支援センターが行う
 - ・地域包括ケアシステムを構築するために在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス体制整備の充実が求められており、平成 30 年 4 月までに実施を義務付けられている事業が以下の 12 事業ある
 - 1 地域の医療・介護の資源の把握
 - 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
 - 3 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
 - 4 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - 6 医療・介護関係者の研修
 - 7 地域住民への普及啓発
 - 8 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
 - 9 認知症初期集中支援チームの設置
 - 10 認知症地域支援推進員の配置
- (当面地域包括支援センター職員が兼務予定)

11 協議体の設置

12 コーディネーターの配置

- ・国としても介護予防事業に力を入れるため一般介護予防事業が新たに総合事業に組み込まれた
- ・介護予防のコンセプトが「高齢者本人の参加意欲を基本に、地域生活の中で活動性を継続的に高める取組」を進める方向に舵が切られ、地域における住民主体の自発的な健康づくりを側面的に支援するアプローチへと大きく転換された。
- ・これまでの行政主導の事業も残しつつ、これからは市としても住民が自発的な運営によって介護予防の場を立ち上げる側面的な支援に力を入れていきたい
- ・住民が主体となる小規模な活動、住民運営の通いの場を増やし、住民同士が支え合い、生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを行う。その活動に介護予防に効果のある活動（脳いきいきクラブ、いきいき百歳体操）を取り入れてもらいたい
- ・いきいき百歳体操について住民の自主的な運営を基本にしているが、市は「この体操に取り組みたい」と感じてもらうためのプレゼン、立上げ支援、定期的な体力評価などの支援を行っている
- ・今年度から住民の自主運営をサポートするために介護予防応援隊を養成している
- ・総合事業は時間を掛けた地域づくりのプロセスではないかと考えている

【主な質疑】

岩本信子委員 地域で介護予防に取り組むボランティアグループを立ち上げた場合、市から財政的支援はあるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 サロンであれば社協が行うサロンの立ち上げの助成が使える。いきいき百歳体操について現在は重り等の用具を事業継続している間貸与しているが自己負担をいただくことも考えている。

下瀬俊夫委員長 市がいきいき百歳体操を地域に説明に来てくれるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 プレゼンに出向くことを行っている。地域の自主継続を主眼としているので活用してもらいたい。

石田清廉委員 地域づくりはどのように行うか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 協議体は自治会などの地縁組織抜きには行っていないと考えている。地域の方々にも理解してもらわないといけないので、今後、地域住民向けのフォーラムなども考えている。

岩本信子委員 コーディネーターはどのような方になるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 地域によってさまざまだと考えている。中学校区ごとの協議体のコーディネーターは地域のことを知り尽くした人を人選していただくようなことになる。市全体の協議体のコーディネーターは当面市の職員を考えていが、他市の状況も考慮したい。

岩本信子委員 コーディネーターに報酬はあるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 決定ではないが現時点では考えていない。

下瀬俊夫委員長 今の体制で大丈夫か。

吉岡高齢福祉課長 必置の職種、人員がある。どれだけの人員が必要か精査し、人事当局と協議し、必要な人員については要求していく。

岩本信子委員 公民館が地域の中心となっているが教育委員会との連携は。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 他課と話している状況。

午後 4 時 5 4 分 散会

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫